

## 平成27年3月診療分からの一部負担還元金及び

### 訪問看護療養費付加金（被保険者）

○ 被保険者の方が診療を受け、あるいは訪問看護を受けた自己負担額（1ヵ月、1件ごと。高額療養費は除く）の控除額が被保険者の所得区分（標準報酬月額）に応じた金額を控除した額が支給されます。

#### <70歳未満>

適用区分	被保険者の所得区分 （標準報酬月額）	一部負担還元金等の自己負担限度額 （被保険者）
ア	83万円以上	80,000円＋（総医療費－842,000円）×1% ※
イ	53万円～79万円	50,000円＋（総医療費－558,000円）×1% ※
ウ	28万円～50万円	35,000円＋（総医療費－267,000円）×1% ※
エ	26万円以下	35,000円
オ	低所得者（住民税非課税）	35,000円

#### <70歳～74歳>

適用区分	被保険者の所得区分 （標準報酬月額）	一部負担還元金等の自己負担限度額 （被保険者）
現役並み	28万円以上	35,000円＋（総医療費－267,000円）×1% ※
一般	26万円以下	35,000円

※（ ）内の総医療費が、差し引く額より下回る場合、（ ）内は0円とする。